**菌根研究会規約**

第１条（名称）本会は菌根研究会（Japan Mycorrhizal Research Society）と称する。

第２条（事務所）本会の事務所は，国立研究開発法人　森林研究・整備機構　森林総合研究所　微生物生態研究室　〒305-8687 茨城県つくば市松の里1 に置く。

第３条（目的）本会は菌根研究の発展と知識の普及および菌根の利用開発をはかるとともに，会員相互の交流を深めることを目的とする。

第４条（事業）本会は前条の目的を達成するために，次の事業を行う。

（１）大会　　　年一回

（２）菌根セミナー　　随時

（３）ホームページによるニュースレターの配布

（４）その他，研修会などの開催

第５条（会員）本会の会員は（１）個人会員，（２）法人会員とする。

第６条（入会）本会に入会を希望するものは，会長あてに所定の申請書を提出し，会費の完納により入会とする。

第７条（退会）本会を退会するものは会長宛に退会届を提出しなければならない。また，3年間会費の納入がないものは自動的に退会とする。

第８条（会議）本会に総会と幹事会を置く。

1. 総会は個人会員および法人会員の代表者をもって構成し，年一回会長が招集する。総会の議決は出席者の過半数により，可否同数の場合は議長が決定する。総会は次の事項を議決する。

一　事業計画および予算の承認

二　事業経過および決算の承認

三　会則の改正

四　その他本会の事業遂行に関する重要事項

1. 幹事会は会長，副会長，幹事によって構成し，会長が召集する。幹事会は本会の運営にかかわる事項を決定する。

第９条（役員）本会に次の役員を置く。

（１）会長（１名）は本会を代表して会務を統括し，幹事会および総会を招集し，その議長を務める。

（２）副会長（１名）は会長を補佐し，会長に事故あるときはその職務を代行する。

（３）幹事（若干名）は庶務，会計，集会等の会務を分担し，会の運営に当たる。庶務担当幹事を事務局長とする。

（４）会計監査（２名）は本会の経理を監査し，結果を総会で報告する。

第１０条（役員の選任）本会の役員は以下の手続きによって選任される。

1. 会長は個人会員の互選により選出する。
2. 副会長は会長が推薦し，総会の議を経て選任される。
3. 幹事は会長が推薦し，総会の議を経て選任される。
4. 会計監査は総会の議を経て選任される。

第１１条（役員の任期）役員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，会計監査は続けて再任しない。

第１２条（会費）本会の会員はその区分に従い，所定の年会費を納入する。

1. 個人会員　1,000円
2. 法人会員　10,000円
3. 名誉会員および高校生以下の個人会員は会費を徴収しない。

第１３条（収入・支出）本会の収入は会員が納入する会費および寄付金、基金等による。本会運営に必要な費用はこれらの収入によって支弁される。

第１４条（事業年度）本会の会計年度は毎年4月1日に始まり，3月31日に終了する。

附則

・研究会の役員は次の会員とする。

会長 大崎市鳴子温泉字町西42 　齋藤 雅典

副会長 長野県上伊那郡南箕輪村8304 　山田 明義

庶務幹事 茨城県つくば市松の里１　　　　　　　 小長谷啓介

会計幹事 茨城県つくば市松の里１　　　　　　　 山中 高史

・この規約は1991年6月1日から適用する。

1991年6月1日制定

1994年6月11日一部改定

2006年11月3日一部改定

2007年11月17日一部改定

2010年11月27日一部改定

2013年10月20日一部改定

2016年12月10日一部改定

2017年12月 9日一部改定